

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

・算定対象：初診時・再診時

・対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・医療事務・検査技師・事務職員 等）

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医

療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。